

[illegible]

令和 3 年 第 4 回

別海町議会臨時会会議録

自 令和 3 年 7 月 2 9 日

至 令和 3 年 7 月 2 9 日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（令和 3年 7月29日）

○議事日程

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | 町長挨拶及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 4 | 議案第53号 令和3年度別海町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 5 | 議案第54号 別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第55号 別海町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第56号 工事請負契約の締結について（町道本別誘導線交付金工事） |
| 日程第 8 | 議案第57号 工事請負契約の締結について（浄水場薬品注入設備更新工事） |
| 日程第 9 | 議案第58号 財産の取得について（塵芥収集車） |

○会議に付した事件

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | 町長挨拶及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 4 | 議案第53号 令和3年度別海町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 5 | 議案第54号 別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第55号 別海町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第56号 工事請負契約の締結について（町道本別誘導線交付金工事） |
| 日程第 8 | 議案第57号 工事請負契約の締結について（浄水場薬品注入設備更新工事） |
| 日程第 9 | 報告第58号 財産の取得について（塵芥収集車） |

○出席議員（15名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 2番 横 田 保 江 | 3番 田 村 秀 男 |
| 4番 小 椋 哲 也 | 5番 外 山 浩 司 |
| 6番 大 内 省 吾 | 7番 木 嶋 悦 寛 |
| 8番 松 壽 孝 雄 | 9番 今 西 和 雄 |
| 10番 小 林 敏 之 | 11番 瀧 川 榮 子 |

1 2 番 松 原 政 勝
1 4 番 佐 藤 初 雄
議 長 1 6 番 西 原 浩

1 3 番 中 村 忠 士
副議長 1 5 番 戸 田 憲 悦

○欠席議員（ 1 名）

1 番 宮 越 正 人

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三
教 育 長 登 藤 和 哉
福 祉 部 長 今 野 健 一
建 設 水 道 部 長 伊 藤 一 成
病 院 事 務 長 三 戸 俊 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長 内 山 宏
総 務 部 次 長 入 倉 伸 顕
教 育 部 次 長 石 川 誠
総 合 政 策 課 長 寺 尾 真 太 郎
ふるさと応援・情報化推進室長 松 本 博 史
防 災 交 通 課 長 麻 郷 地 聡
尾 岱 沼 支 所 長 他 福 原 義 人
保 健 課 長 兼 母 子 セ ン タ ー 長 干 場 富 夫
農 政 課 長 小 野 武 史
商 工 観 光 課 長 田 畑 直 樹
上 下 水 道 課 長 谷 村 将 志
監 査 委 員 事 務 局 長 千 葉 宏
生 涯 学 習 課 長 他 石 川 誠
図 書 館 長 他 堺 啓

副 町 長 佐 藤 次 春
総 務 部 長 浦 山 吉 人
産 業 振 興 部 長 門 脇 芳 則
教 育 部 長 山 田 一 志
会 計 管 理 者 中 村 公 一
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 入 倉 伸 顕
産 業 振 興 部 次 長 佐々木 栄 典
総 務 課 長 入 倉 伸 顕
財 政 課 長 角 川 具 哉
税 務 課 長 伊 藤 輝 幸
西 春 別 支 所 長 他 田 村 康 行
福 祉 課 長 干 場 みゆき
老 人 保 健 施 設 事 務 長 竹 中 利 哉
水 産 み ど り 課 長 佐々木 栄 典
事 業 課 長 外 石 昭 博
上 下 水 道 課 技 術 長 袴 田 充 輝
学 校 教 育 課 長 池 田 卓 也
中 央 公 民 館 長 新 堀 光 行

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小 島 実

主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

4 番 小 椋 哲 也
6 番 大 内 省 吾

5 番 外 山 浩 司

◎開会宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
会議に入ります前に申し上げます。
本会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げます。
庁舎内は、夏季における服装の軽装化が実施されております。
議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。
なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、議場内ではマスクを着用するよう御協力をお願いいたします。
ただいまから令和３年第４回別海町議会臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は１５名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
なお、欠席議員は１番宮越議員であります。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により議長において指名いたします。
４番小椋議員。
○４番（小椋哲也君） はい。
○議長（西原 浩君） ５番外山議員。
○５番（外山浩司君） はい。
○議長（西原 浩君） ６番大内議員。
○６番（大内省吾君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上、３名を指名いたします。
-

◎日程第２ 会期決定の件

- 議長（西原 浩君） 日程第２ 会期決定の件を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日１日といたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日１日と決定いたしました。
-

◎日程第３ 町長挨拶及び提出案件の概要説明

- 議長（西原 浩君） 日程第３ 町長から挨拶及び提出案件の概要について説明があります。
町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和3年第4回の町議会臨時会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

今議会に付議いたします議案の概要説明に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症対策について、若干御報告申し上げます。

昨日は、日本国内で過去最大人数の感染者が出ているようでございますけれども、本町においても既に議員の皆様にはお知らせしておりますけれども、7月中旬以降、北海道から2週にわたって2名の感染者情報が公表されるなど、いまだに予断を許さない状況であります。

ワクチンの供給は、なかなか希望する数量に遠く及ばない状況でございますけれども、ドクター方としっかりと連携し、できるだけ迅速に接種するように今懸命に努力しているところでございます。

本町のコロナワクチン接種の状況につきましては、6月5日から一般高齢者を対象に開始をしまして、その後、基礎疾患をお持ちの方、60歳から64歳の方など、順次接種を進めております。

高齢者の優先接種と並行して実施しているクラスター対策に係るワクチン接種につきましては、7月後半から接種を希望する教職員等の学校関係者及び中学生・高校生に対して、概ね夏休み中に完了するように進めています。

また、接種券の発送につきましては、ワクチンの供給量や接種予約状況に応じて、高齢者の方から順次発送しているところでございますけれども、7月26日現在で、年齢区分で43歳の方までの発送が完了しています。これは、7月21日現在で、新聞折り込みチラシにより町民の皆様へお知らせした接種券の発送スケジュールよりも、さらに早まっている状況でございます。

今後のワクチン供給状況によりまして、接種計画を見直すことも想定されますけれども、予定どおり進んだ場合には希望される方全ての接種は、10月末には完了することを見込んでおります。

引き続き、町民の皆様の安全・安心を確保するため、円滑なワクチン接種の実施に努めてまいりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わらせていただき、次に、本臨時会に提出をさせていただきました議案について、その概要を御説明いたします。

6月定例会の行政報告におきまして、私は、このようなコロナ禍の状況下にあって、安心する社会経済活動に資する取り組みを推進していくと申し上げましたけれども、この間、別海町商工会と共同して実施いたしました5月における町内事業者の影響調査の結果等を基に、商工会とも協議を重ねる中で、今般、緊急事態措置等の影響が及んでいる小売業、それから飲食業等を対象としました地域中小企業への緊急支援事業を、また、地域経済の活性化、さらには観光需要の喚起、誘客促進を目的としました地域経済活動支援事業、これをそれぞれ商工会の協力をいただきながら実施することとし、本臨時会に提案させていただくことといたしました。

詳細については、審議の中で説明させていただくことといたしますが、これら事業の実施が域内の経済活性化につながることを期待しているところでございます。

提出いたしました案件は、一般会計補正予算のほか、条例の改正が2件、工事請負契約

の締結が2件、財産の取得が1件、合わせて6件でございます。

初めに、議案第53号別海町一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症対策に係る新たな関連事業を執行するため、本臨時会に歳入歳出それぞれ1億2,600万円の補正予算案を提出するものでございます。

主な内容は、児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症への感染リスクの低減を図るために実施する空調機器の設置や、冷え込んだ地域経済の回復を促進するために創設しました経済対策補助制度に要する費用を計上するもので、財源につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をこれを充当することとしております。

次に、議案第54号別海町手数料条例の一部改正及び議案第55号別海町個人情報保護条例の一部改正についてでございますけれども、これはいずれも行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これが改正されたことに伴いまして当該条例に定める個人番号カードの再交付手数料の徴収に関する規定や、個人情報の提供に係る引用規定などについて改める必要が生じましたことから、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

議案第56号及び議案第57号の工事請負契約については、7月20日に入札を行った工事のうち、予定価格が1件5,000万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものでございます。

最後は、議案第58号財産の取得についてでございます。

塵芥収集車1台を更新するに当たり、取得予定価格が1,500万円を超えることから、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げまして、臨時会の開会に当たりましての御挨拶並びに提出議案の概要説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

本臨時会に提出されております日程第4 議案第53号から日程第9 議案第58号の6件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号から議案第58号の6件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第53号

○議長（西原 浩君） 日程第4 議案第53号令和3年度別海町一般会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第53号の内容説明させていただきます。

別冊の令和3年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度別海町一般会計補正予算（第2号）。

令和3年度別海町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194億6,420万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で補正額の欄で申し上げます。

初めに、歳入です。

15款国庫支出金、2項で1億1,080万円の増。

19款繰入金、1項で1,520万円の増。

歳入合計で1億2,600万円の追加です。

次に、歳出です。

2款総務費、1項で1億2,600万円の増。

歳出合計で1億2,600万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ194億6,420万円とするものです。

続いて、第2表、債務負担行為補正で、1件の追加です。

生涯学習センター外構工事は、令和3年度から令和4年度までの2カ年工事となるため債務負担行為を設定するもので、期間は令和4年度、限度額は、1億1,231万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は省略させていただき、2の歳入から説明いたします。

5ページをお開きください。

2の歳入です。目の欄の補正額で説明いたします。

15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、1億1,080万円の増は、地方創生臨時交付金の増です。

この後、歳出で詳しく説明いたしますが、今回の増額補正は、全て新型コロナウイルス感染症対策事業に係るもので、事業の財源として、地方創生臨時交付金の充当を見込むものです。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、1,520万円の増です。

財政調整基金の残高についてですが、今回の財政調整基金繰入補正後の予算額7億5,480万円を繰り入れた場合の令和3年度末の残高は、3億8,952万9,000円となります。

7ページをお開きください。

次に、3の歳出です。こちらも目の欄の補正額で説明いたします。

2款総務費、1項17目新型コロナウイルス感染症対策費で、1億2,600万円の増です。

予算書では、細事業を合計した表示となっておりますので、詳細につきましては、併せてお配りしている予算資料で説明させていただきます。

予算資料の４ページ、一般会計事業費調をお開きください。

予算資料の１ページから３ページにつきましては、予算書と重複しますので、説明は省略させていただきます。

予算資料４ページ、一般会計事業費調です。上段の括弧書きが今回の補正額、下段は補正後の額となっておりますが、上段の補正額の欄で申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策事業の１段目、児童福祉施設感染症対策事業３,１００万円の増は、感染症対策として行う窓開け換気による室内温度の寒暖差を軽減するため、エアコンを設置し、園児等の体調管理を図るもので、各保育園及び児童館の８施設に設置するものです。

なお、町立幼稚園３園については、文部科学省の補助金等の活用を模索していますが、状況によっては、臨時交付金での整備も検討していることを申し添えます。

２段目、地域中小企業緊急支援事業８００万円の増は、経営持続化支援として一時金を給付するもので、給付対象者は、まん延防止重点措置や緊急事態措置に伴う要請により影響を受けた町内事業者のうち、北海道の休業・時短要請に応じた飲食店等に対する緊急事態措置協力支援金、及び国の月次支援金の対象とならない事業者。例えば、夜８時以降営業していない飲食店や、外出の自粛により影響を受けたガソリンスタンドなどの小売店を想定しています。給付要件は令和３年４月から６月のいずれかの月の売上げが対前年、または前々年同月比で２０％から５０％未満減少していることとし、給付額は売上減少額の２分の１。ただし、上限を１５万円としています。

なお、申請期間は８月中旬から１０月末を予定しています。

３段目、地域経済活動支援事業７,６００万円の増は、プレミアム付商品券発行に係る補助を行うもので、事業主体は商工会。予算内訳は、事業費、プレミアム分で６,８３０万円、事務費分で７７０万円としています。

事業概要としては、購入対象者は町民で、発行額面は５００円。超プレミアム商品券はプレミアム率が５０％で、１冊１５枚綴、７,５００円分の購入額が５,０００円、販売冊数は２３,０００冊。プレミアム応援券はプレミアム率６０％で、１冊１６枚綴、８,０００円分の購入額が５,０００円、販売冊数は３,６００冊を予定しています。

なお、販売期間及び使用期間は９月１日から翌年１月３１日を予定しています。

５ページをお開きください。

１段目、べつかい宿泊割補助事業１,１００万円の増は、感染症の影響下で疲弊する宿泊・観光事業者を支援するため、町内宿泊施設への宿泊者に宿泊料割引を実施するとともに、観光協会の会員となっている飲食店や商店にも相乗効果を図るため、宿泊料割引の利用者に商品券を配付する事業に対し補助を行うもので、事業主体は観光協会を予定しています。

予算内訳は、宿泊費分で６００万円、商品券分で４００万円、宣伝・景品・事務費で１００万円を見込んでいます。

事業概要としては、対象者は、まん延防止等重点措置発令区域を除く道内居住者。適用要件は１泊１名当たり税込５,０００円以上の宿泊料となるものとし、割引額は１泊１名につき３,０００円、商品券２,０００円分を配付するものです。

なお、９月１日から翌年２月２８日までの宿泊を対象予定としています。

6 ページをお開きください。

一番下段になります。

今回の一般会計の事業費補正額は、1 億 2,600 万円の増となります。

以上で、議案第 53 号令和 3 年度一般会計補正予算（第 2 号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 53 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○14 番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 14 番佐藤議員。

○14 番（佐藤初雄君） はい。

ただいま、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金の中で、1 億 2,600 万ということで、大きな事業の中で 3 点あるんですけども、地域経済活性化の支援事業中でプレミアム商品券ですね。

これは、それぞれ 1 冊 15 枚あるいは 16 枚となって 5,000 円でやるから、プレミアムつくんですけども、1 人当たりの購入とかそういった部分の制限って私は恐らくそうなってると思うんですけども、やっぱり 1 人でも多くの町民が御利用できるということ、過去にもちょっと聞いたことあるんですけど、やっぱり 1 人当たりの上限で決めるのかどうなのか、そこら辺お知らせいただければなと思います。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） お答えいたします。

プレミアム付商品券事業補助でございますけれども、販売の制限でございますが、一応全体的に事業の実施主体であります商工会の考えを尊重する形で進めてきておりますが、町側としましては、やはり 15,000 人弱のですね、1 人 1 セット最低買えるようにということをお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（西原 浩君） 14 番佐藤議員よろしいですか。

それでは、そのほか。

○13 番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13 番中村議員。

○13 番（中村忠士君） はい。

このプレミアム付商品券の問題なんですが、2 種類あってプレミアム率がそれぞれ違う商品券と応援券というふうになっていますが、大変申しわけありませんが内容がどういうふうになっているのか、少し説明をいただければありがたいと思います。

それと、もう一つはちょっと聞き漏らし申しわけありません。

べつかい宿泊割補助事業の適用期間が 9 月 1 日からおしまい何月何日っておっしゃったか、ちょっと聞き漏らしたのでもう 1 回お願いします。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） お答えいたします。

2 種類のプレミアム商品券でございますけれども、まず 1 種類は町のプレミアム商品券という名称でプレミアム率 50% を上乗せで 2,500 円としております。

こちらの町のプレミアム商品券につきましては、5,000円については共通券ということで大型店も使用可能ということにしております。

上乗せ分の2,500円につきましては、飲食店以外の小売、商店、全てということで考えております。

一方、プレミアム応援券というもう一つの種類でございますけれども、プレミアム率60%を上乗せ額3,000円としてございます、こちらの応援券は、5,000円も上乗せ分も全て飲食店のみでの使用をしたいということで、商工会のほうから提案されてございます。

2点目のべっかい宿泊割でございますけれども、期間でございますが、翌年の2月28日を最終としまして、3月1日のチェックアウト分までを見込んでございます。

以上です。

○議長（西原 浩君） 中村議員よろしいですか。

そのほか。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） べっかい宿泊割補助事業の件で伺います。

宿泊割の適用要件で5,000円以上の宿泊料ということですが、これは何か宿泊割券を発行するとかそういうことではなくて、対象者に対して一律に補助を受けることができるということの考え方でよろしいのでしょうか。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） お答えいたします。

基本的な考え方としましては、GOTOトラベルですとか道民割と同じような考え方の別海版というふうに考えております。

現在、観光協会のほうで企画書が上がっておりまして、対象者はGOTOと道民割と一緒にございますから、観光目的とした宿泊に限定させていただこうというふうに考えておりますけれども、積算段階では1泊3,000円をフロントで引いていただくというような形を考えております。

宿泊補助の利用者にフロントで3,000円を引いた金額をいただいてもらって、その際に近隣の観光協会会員のですね、商店街ですとか小売店で使える商品券の2,000円を配付しようというふうに考えております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） それでは要するに宿泊者は、特に事前に何か申し込んで割引として申し込んでおくとかっていうことはしなくても、対象者であれば割引を受けられるということでしょうか。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） お答えいたします。

観光協会のほうです、事前に全道在住者ということで対象を全道からの旅行者というふうに考えております。

先ほど財政課長のほうから言いましたとおり、まん防措置、札幌以外ですとかからの予約が入った場合に、周知の段階でこういうべつかい宿泊割というのをやっているよということを知った宿泊者にしましても知らない宿泊者にしましても、知っている方については予約の段階でこういう割引をやっておりますよという周知、それと、全道的に観光協会のほうから全域的に周知しますが、それでもわからない方についてはフロントに来た際にフロントでの周知をしてですね、当日該当する宿泊者であれば該当させるというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（西原 浩君） 木嶋議員よろしいですか。

そのほか。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） はい。

予算資料の4ページの中小企業緊急支援事業の件について、質問させていただきます。

この事業については、昨年も同様な事業を展開されていると思います。

そういう中で、予算規模、金額的な予算事業費が、昨年と比べるとすごく縮小されたのかなというふうに思いますが、その辺ところを昨年と取り組みに当たっての大きな違いがあったのかどうか質問します。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） お答えいたします。

先ほど財政課長のほうからも説明あったとおりですね、今回、国の緊急事態宣言によりまして北海道が発出した緊急事態措置協力支援金ということで、飲食店については1日2万5,000円の休業補償、もしくは時短営業に対応した方々にお支払いしますよということで、8時以降お酒の提供しているところについては、皆さん御存じのとおり手厚い補助がされているところでございます。

御質問の去年と予算規模で縮小しているように思うがということでございますけれども、今年度に入りまして国のほうとしましては、国の月次支援金ということをやっております。

ただ、こちらにつきましては該当が50%以上の売り上げの減少ということで、昨年のデータからいきますと別海町内では、ほぼほぼ該当しないかなというふうに考えております。

それと並行しまして、北海道では特別支援金Aというものを令和2年度のですね、3月まで行っていたもの、それと令和3年度の4月から行っております特別支援金Bというのがございます。

こちらにつきましては、昨年度道が行っていなかった支援でございまして、こちらのほうで先ほど言った時短対象飲食店との取引がある事業者ですとか、外出往来自粛要請による影響を受けた事業者様に法人等に10万円、個人事業主に5万円ということで、昨年なかった補償といえますか、支援金がされておりますことから、昨年、別海町としましても3月、4月の支援金、5月の応援金を1カ月25万円というふうに設定していたものですから、昨年なかった道の支援金と合わせまして、昨年同様合わせて25万円ということを上限というふうに考えております。

以上でございます。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） 今の説明であらあら今回の対応の内容についてわかったんですけど、この上限15万円というのは今説明あったように、その支援金Bでしたっけ。それが10万円あるんで、実質昨年25万円上限と同じ額を充当しますよっていうそういうふうな理解でよかったでしょうか。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） もろもろの国なり道なり、あるいは町のそういった支援事業ということが展開されることによって、このコロナ禍における影響を受けている事業者が、しっかりと次につながる次の事業が展開できる、そういう支えになればいいかなというふうに思っておりますので、そういう意味では、今回こういう対応される事業者が、町内におけるこういう対象者がほぼ100%この事業の対象として、しっかり受けとめていけるような情報として押さえているとか、その辺お聞きします。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） お答えいたします。

先ほど言いましたようにですね、時短営業、休業要請、国の緊急事態宣言における道の対応等にかかわりまして、道からの支援金というのがございますけれども、そこも当たらないですとか、今回考えている対象事業者数ですが50件ほど見込んでございます。

こちらにつきましては、先ほど言ったとおり8時以降のお酒を提供していない昼間の飲食店ですとか、そこに携わります、把握をしてございませんけれども、卸業者、農業者ですとか漁業者の卸業者ですとか、あと外出往来自粛要請に伴い影響を受けた宿泊業ですとか、当町で言えばタクシー業界ですとか、そういう方々は国からも道からも支援が一銭もなかったというところとですね、また、こちらの道の支援金Bは30%から50%の減少率というふうにしていますけれども、当町の場合は20%から50%ということで、道支援金のBと併用して受けられるように積算はしてございます。

以上です。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 私のから少し全体的にですね、経済対策の関係で補足をさせていただきたいと思います。

今、商工観光課長のほうから説明をいたしました、新しい予算措置をした三つの事業につきましてですね、今西議員の質問にもありましたけれども、中小企業の緊急支援事業については、昨年実施したものと同一ような考え方で対応したいという思いでありましたけれども、いろんな業種によって国・道からの支援策がすでに行われているというようなことを考えて、それでも漏れる業者があるとすれば、町の単独施策の中で少しでも支援できな

いだろうかという思いで、今回制度を検討したということが1点あります。

それから、いわゆるプレミアム商品券の関係につきましては、町内で新型コロナウイルス感染症の関係でいろんな打撃を受けた方々がいらっしゃるんだろーと思いますけれども、例えば、児童手当を受給されている方、あるいはひとり親家庭の方につきましては、町の予算を通らない部分もありますけれども、独自の支援策もあります。

そんな中でも、やはり、いろいろ打撃を受けた影響を受けた方はいるだろうと。少しでも、そういう方々の経済活動の支援になればという思いでプレミアム商品券のいわゆる50%分につきましてはですね、50%プレミアムの分につきましては、先ほど課長がお答えしたとおり、希望する町民1人当たり1冊は購入できるようにしたいというのが基本でありますけれども、いろんな前回やった反省も踏まえてですね、前回50%のプレミアムのうち、飲食店あるいは宿泊施設に限って使える部分も対応したんですけれども、なかなかそれが最終的には行き渡らない部分があったという実績もあります。

今回はそういう飲食店についても、もう少し、町民の皆さんに応援してもらえないだろうかということも含めてですね、プレミアム率を60%にして、しかも券全体ですね、8,000円の券全体も飲食店で使用するという形にできないだろうかというのが商工会との協議の中でのですね、事業主体は商工会ということですので、商工会の思いも十分聞き取った中でですね、現在、考えております。

それともう一つ、べつかい宿泊割補助につきましても、内容につきましては説明したとおりでございますけれども、考え方としましては、国のいわゆるGOTOトラベルは恐らく再開されないのではないだろうかという思いでおります。

ただ、北海道が実施しております道民割というのがありましたけれども、今名前を変えてですね、新しい旅のスタイル、道民対象にということがありますが、これも今中断されております。

ただ、もし状況がコロナの対応の関係もありますけれども、対応が再開されるとすれば、新しい旅のスタイル、道民を対象にしたものについては、1件につき最高5,000円の助成が受けられるということになります。

ですから、わかりやすく言いますと1万円を超えるような宿泊施設では、道民割がもし再開されれば5,000円は道民割のほうで支援を受けられ、さらに残った5,000円分については、町が3,000円をさらに単独で上乗せして支援したいというような考えがあって、積算上は3,000円の宿泊補助に対しての2,000泊というような積算をしております。

ただし、いろんな料金設定もありますし、先ほど申し上げましたその北海道の新しい旅のスタイルという補助が実施されるのかされないのかによっては、それぞれの料金に応じた割引率も検討しなければならないのではないかなというふうに考えておりますけれども、現在の状況の中では予算どりの中では、そういうような積算をしたということになります。

それで、あわせて商品券2,000円ということはですね、これは域内の循環に役立ててほしいということと、観光協会等に参加する人方が宿泊事業者の皆さんと一緒にいろんな取り組みもしていただきたいという思いも込めてですね、今回、そういう制度設計を今考えているということになります。

細かい要綱につきましては、事業の実施主体と今後、検討をさらにしながらですね、補助する町としての要綱もしっかりと今後定めていきたいということで考えております。

大変長くなりましたが、以上でございます。

○議長（西原 浩君） 今西議員よろしいですか。

それでは、そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで、討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第54号

○議長（西原 浩君） 日程第5 議案第54号別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第54号別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書は2ページになります。

本条例の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行主体として明確に位置付けられるとともに、個人番号カードの再交付に係る手数料の徴収事務については、地方公共団体情報システム機構が市町村長に委託して行うように改められることに伴い、別海町手数料条例で規定しております、当該個人番号カードの再交付手数料を削除整理するものであります。

議案本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料で御説明いたします。

議案資料の1ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表で、右側が改正前、左側が改正後です。

改正前別表の20の項、番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付、1件につき800円を、改正後において削除し、改正前の21の項から3ページにわたり39の項までを、改正後において、1項ずつ繰上げるものです。

3ページをお開きください。

最後の行になりますが、附則として、「この条例は、令和3年9月1日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第54号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) これで、討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第55号

○議長(西原 浩君) 日程第6 議案第55号別海町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長(入倉伸顕君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 総務部次長。

○総務部次長(入倉伸顕君) はい。

議案第55号別海町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

議案書は3ページ、議案資料は4ページになります。

本条例の改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号利用法」が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料で御説明いたします。

議案資料の4ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

第26条の2の条文中、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める改正は、情報ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更することに伴うものです。

次に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める改正は、番号利用法第19条第4号の追加に伴い、改正前の同号以降の号名を本条例で引用していることから、号を1号繰下げる改正を行うものです。

なお、附則として、「この条例は、令和3年9月1日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第55号の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 議案第55号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) これで、討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第56号

○議長(西原 浩君) 日程第7 議案第56号工事請負契約の締結について、町道本別誘導線交付金工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長(角川具哉君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 財政課長。

○財政課長(角川具哉君) はい。

議案第56号の内容説明をいたします。

議案の4ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、町道本別誘導線交付金工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、5,016万円。うち消費税及び地方消費税額456万円。

4、契約の相手方、野付郡別海町別海130番地の18、寺井建設株式会社、代表取締役寺井範男。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、5月31日から6月18日までの休日を除く15日間。

応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は7月20日、株式会社別海、角川建設株式会社、島影建設株式会社、寺井建設株式会社、高玉建設工業株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は4,600万円、最低入札価格は4,560万円で、最低入札者であります本案の寺井建設株式会社と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から12月10日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の5ページをお開きください。

工事の場所は、西春別駅前市街の北側、道道中標津標茶線に接続する計画路線中、赤色の実線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の実線で示す290メートルの改良、舗装工事を車道幅員5.5メートルで行うものです。

資料6ページに本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第56号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第56号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで、討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第57号

○議長（西原 浩君） 日程第8 議案第57号工事請負契約の締結について、浄水場薬品注入設備更新工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第57号の内容説明をいたします。

議案の5ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、浄水場薬品注入設備更新工事。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、6,006万円。うち消費税及び地方消費税額546万円。

4、契約の相手方、札幌市中央区大通東7丁目12番9、北海道富士電機株式会社、取締役社長谷村修。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

本工事は、別海、泉川及び西春別浄水場の薬品注入設備の監視、制御を自動で行う電気計装機器を更新するものですが、中央監視装置など、他の連動する設備とあわせて、北海道富士電機株式会社の独自技術で設計・製作されたものとなっています。

このことから、本工事を確実に施工できるのは北海道富士電機株式会社のみであるた

め、同社との見積合わせを執行したところです。

北海道富士電機株式会社から提出された見積額は、予定価格の範囲内であったことから、契約の相手方として決定することとし、現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年の2月18日までを予定としております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の7ページをお開きください。

工事概要書ですが、工事名は、浄水場薬品注入設備更新工事。

目的は、各浄水場における薬品注入設備の電気計装機器は、営農用水を供給する上で安定した水質の保持が必要不可欠であり、現在各浄水場に設置の機器は、法定耐用年数を超過している状況であるため、突発的な故障が発生した場合、水質管理に支障を来す恐れがあることから更新するものです。

工事場所は、標茶町虹別、別海町泉川及び西春別。

工事内容は、別海、泉川及び西春別浄水場の電気計装設備の更新です。

8ページにお進みください。

具体的な履行場所は、こちらの履行場所位置図に記載しています。

図面左上、標茶町虹別にある別海浄水場、その左下に泉川浄水場、その右側に西春別浄水場の3カ所となります。

続いて、9ページから11ページに本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第57号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第57号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

この法定耐用年数ってあるんですけども、これは何年が法定耐用年数になっているのかお聞きします。

○上下水道課長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（谷村将志君） はい。

法定耐用年数なんですけれども、こちらの地方公営企業法施行規則で耐用年数が定められておりまして、具体的に動力盤、計装盤につきましては17年、薬注入現場盤は15年、PH計は10年というふうな形で法定耐用年数が決められております。

こちらについては、今回の更新によってですね、今現在その法定耐用年数17年に対して、動力盤、計装盤については24年を経過しておりまして、また、薬の注入現場盤も15年のところを19年ということではずれにしましても法定耐用年数を経過していることから、更新を行うものとなっております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 瀧川議員よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで、討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 58 号

○議長（西原 浩君） 日程第 9 議案第 58 号財産の取得について、塵芥収集車を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第 58 号の内容説明をいたします。

議案の 6 ページをお開きください。

本案は、財産の取得に当たり、予定価格が 1,500 万円を超えるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、塵芥収集車 1 台。

2、取得の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格、1,826 万円。うち消費税及び地方消費税額 166 万円。

4、契約の相手方、釧路市入江町 2 番 23 号、三菱ふそうトラック・バス株式会社、北海道ふそう釧路支店、支店長須貝義則。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

入札の執行は 7 月 20 日で、東北北海道日野自動車株式会社中標津営業所、東北北海道いすゞ自動車株式会社中標津支店、三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう釧路支店、UDトラックス道東株式会社釧路支店の 4 者による指名競争入札を行い、1 回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は 1,715 万円、最低入札価格は 1,660 万円で、最低入札者であります本案の三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう釧路支店と現在、仮契約中であります。

なお、納期は、翌年 3 月 22 日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の 12 ページをお開きください。

事業名の欄ですが、本件の塵芥収集車は、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とし、購入を予定するものです。

主要諸元は、型式、三菱ふそう、2KG-FK62FHZ5、乗車定員、3 名、全長、

7.890メートル、全幅、2.3メートル、全高、2.81メートル、総排気量、7,545リットル、最大出力、240馬力となっています。

資料13ページには、平面図、側面図、背面図を掲載しています。

以上で、議案第58号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第58号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで、討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○議長（西原 浩君） これで、本日の日程は、全て終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回別海町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時07分

◎町長挨拶

○議長（西原 浩君） 町長挨拶。

○町長（曾根興三君） 本臨時会に提案をいたしましたコロナ対策の補正予算を中心とした全ての案件につきまして、速やかに御審議をいただき御決定を賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。

臨時会の閉会に当たり、2点ほど御報告を申し上げます。

1点目は、春のホッカイシマエビ漁の漁獲実績でございます。

6月24日から始まった野付湾の風物詩である春のホッカイシマエビ漁は、今月23日で終了いたしました。

当初制限漁獲量は、昨年よりも9.1トン多い21.6トンを予定していましたが、実績では計画よりも5.4トン少ない全体で16.2トンの水揚げとなりました。

これは、7月中旬頃から好天が続きまして、海水温が上昇してきたことが影響しているのではないかと予想されております。

ただし、昨年と比較しますと漁獲量では対前年比で151%、それから漁獲高では130%の6,900万円と大きく上回った漁となりました。

今後、秋の漁も控えておりますので、豊漁に期待を寄せているところでございます。

2点目は、ふるさと交流館の近況についてでございます。

ふるさと交流館の再開につきましては、町民の皆様本当に長らくお待たせをしてきたところでございますけれども、今月１日からリニューアルオープンいたしました。

オープンから２日間は、御不便をお掛けしましたことへのお詫びと、それから日頃より利用いただいている町民の皆様への感謝の気持ちを含めまして、記念の紅白餅を配布させていただきました。

オープンから今月２５日までの利用人数は３,６６４人、１日平均にしますと１６７人と大変多くの皆さんに御利用をいただいているところでございます。

直営となりましたことによりまして、サウナ室へのテレビ、ゲームコーナーやマッサージ機などを設置するとともに、軽飲食、それからお土産などの品物に加えまして、８月からは地場産の野菜の販売も計画しているところでございます。

利用されたお客様からは、温泉や施設が大変綺麗になり、サービスも向上したとの評価もいただいております。

今後も多くの皆様に御利用いただけますよう、サービスの向上に努めてまいります。

報告事項は以上ですけれども、次に、交通安全に係る注意喚起のお願いでございます。

７月２日に道道１２３号線と町道北１５線の交差点、北矢白別の会館前の交差点でございますけれども、ここで軽乗用車とトラックが衝突して軽乗用車の方が亡くなると、大変痛ましい事故が発生いたしました。

原因の調査などについては、本日の新聞にも関連記事が載っております。

今後、対策も必要だと考えております。

交通安全の推進につきましては、日頃から交通安全協会の皆様とともに、町を挙げて取り組んでいるところでございますけれども、このような死亡事故の発生は本当に残念なことであり、謹んでお悔やみを申し上げる次第でございます。

議員各位におかれましても、交通事故には十分気をつけられますようお願い申し上げますとともに、改めまして、地域でも交通安全への注意をぜひ、喚起していただければと考えております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、今後の日程について申し上げます。

工事請負契約等に係る臨時議会を、８月下旬に招集させていただく予定をしております。

後日、御案内をさせていただきますが、日程を調整の上、御参集賜りますようお願いを申し上げ、臨時会閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で終わります。

皆さん、大変御苦労さまでした。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員